

漁業法第 90 条第 2 項に基づく資源管理の状況等の報告について

【改正漁業法のポイント】

資源管理、漁業権免許プロセス、漁業許可といった全ての漁業管理（生産）
制度の透明化

- ・ 継続して漁業権の免許を受けるには、漁業権を適切かつ有効に活用している必要がある（漁業法第 73 条第 2 項第 1 号）
- ・ 漁業権を有する者が適切かつ有効に当該漁業権を活用しているか否か（漁業法第 73 条第 2 項第 1 号に該当するか否か）は、全都道府県共通のチェックシートにより判断する（海面利用制度等に関するガイドライン R2. 6. 30 水産庁長官通知）

【チェックシート様式：(委) 参考 2】

- ・ チェック項目の判断根拠（証票）として、漁業法第 90 条第 1 項により漁業権者から知事へ報告される「資源管理の状況等の報告」が位置づけられている

漁業法第 90 条第 1 項に基づく資源管理の状況等の報告は、漁業権者が
漁業権漁場を適切かつ有効に活用していることを明らかにする書類

○漁業法第 90 条第 1 項の「資源管理の状況等の報告」とは

※改正漁業法により漁業権者に課せられた責務

【資源管理の状況等の報告様式：(委) 参考 3】

(漁業法第 90 条第 1 項)

漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を知事に報告しなければならない。

(漁業法施行規則第 28 条第 1～2 項)

- ・ 法第 90 条第 1 項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1 年に 1 回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。
- ・ 法第 90 条第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 漁業権の種類及び免許番号
 - 二 報告の対象となる期間
 - 三 資源管理に関する取組の実施状況
 - 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
 - 五 団体漁業権にあっては組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
 - 六 その他必要な事項

○漁業法第90条第2項の海区漁業調整（内水面漁場管理）委員会への報告

（漁業法第90条第2項）

知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整（内水面漁場管理）委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする

（漁業法施行規則第28条第3項）

法第90条第2項による海区漁業調整（内水面漁場管理）委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、1年に1回以上行うものとする

【根拠法令】

○漁業法

（免許すべき者の決定）

第七十三条（略）

2 同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であって、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者

二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

（資源管理の状況等の報告）

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。（後段略）

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

○漁業法施行規則

第二十八条 法第九十条第一項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第九十条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権の種類及び免許番号
- 二 報告の対象となる期間
- 三 資源管理に関する取組の実施状況
- 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 五 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 六 その他必要な事項

3 法第九十条第二項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、一年に一回以上行うものとする。

法第73条第2項第1号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート(1/2)

漁業権番号・漁業権者

チェック年月日・担当者職及び氏名

チェック項目	合理的理由の有無	該当する場合に「✓」	判断の根拠となる指標例	判断の根拠となる証拠類等の例	
1 資源管理の状況等の報告					
(1) 漁業権の免許以降、法第90条第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている			<ul style="list-style-type: none"> 資源管理の状況等の報告が提出されている 報告内容に漏れがない 	<ul style="list-style-type: none"> 資源管理の状況等の報告 	
(2) 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等の報告事項のうち必要な事項について報告を行っている			<ul style="list-style-type: none"> 県の求めに応じ必要な報告を行っている 		
2 適切な判断基準					
(1) 漁業関係法令を遵守している			<ul style="list-style-type: none"> 前回のチェック以降漁業関係法令違反がない 組合員に対して法令遵守に関し必要な指導を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> 資源管理の状況等の報告 県の保有する記録、情報 など 	
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している			<ul style="list-style-type: none"> 法第72条第1項各号に該当しない (団体漁業権の場合)同条第2項各号に該当する 		<ul style="list-style-type: none"> 県の保有する記録、情報 現地調査、ヒアリング など
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である			<ul style="list-style-type: none"> 漁業権行使規則に従い漁具を設置している 		<ul style="list-style-type: none"> 水産用医薬品使用記録票 現地調査、ヒアリング など
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組み組んでいる			<ul style="list-style-type: none"> 他者から漁場に関する問題が提起されていない 行政の指導に対し誠実に対応し、解決に取り組んでいる 		<ul style="list-style-type: none"> 県の保有する記録、情報 現地調査、ヒアリング など
(5) 資源管理を適切に実施している			<ul style="list-style-type: none"> 資源管理協定に記載の事項を遵守している 休漁期間の設定等自主的な取組を遵守している 		<ul style="list-style-type: none"> 資源管理の状況等の報告 資源管理協定 など
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)			<ul style="list-style-type: none"> 漁場の改善を図るための措置をとっている 養殖漁場の水質調査を行っている 		<ul style="list-style-type: none"> 漁場改善計画 養殖日誌 など
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げている			<ul style="list-style-type: none"> 漁業時期以外に漁具、養殖施設を放置していない 漁場に漁具等を投棄していない 		<ul style="list-style-type: none"> 県の保有する記録、情報 現地調査、ヒアリング など
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない			<ul style="list-style-type: none"> 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない 		<ul style="list-style-type: none"> 県の保有する記録、情報 現地調査、ヒアリング など
(9) 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない(区画漁業権の場合)			<ul style="list-style-type: none"> 過密養殖に起因すると考えられる魚病の発生、窒息死等を頻繁に発生させていない 		<ul style="list-style-type: none"> 現地調査、ヒアリング 養殖日誌 など
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない			<ul style="list-style-type: none"> 水産用医薬品、漁網防汚材といった有害物質を本来の使用目的以外で故意に流出させていない 		<ul style="list-style-type: none"> 水産用医薬品使用記録票 県の保有する記録、情報 など
(11) 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている(区画漁業権の場合)			<ul style="list-style-type: none"> 試験研究機関の指示に従い養殖魚の移動制限やへい死魚の処分等適切な対応を行っている 		<ul style="list-style-type: none"> 県の保有する記録、情報 養殖日誌 など

法第73条第2項第1号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート(2/2)

漁業権番号・漁業権者

チェック年月日・担当者職及び氏名

チェック項目	合理的理由の有無	該当する場合に「✓」	判断の根拠(注4)	判断の根拠となる指標例	判断の根拠となる証券類等の例
3 有効の判断基準					
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(注1・2・3)				・合理的な理由がある期間を除き、漁業時期の概ね2/3程度以上を活用して操業や養殖を行っている	・資源管理の状況等の報告 ・販売伝票 など
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる(区画漁業権の場合)(注3)				・周囲に漁場と比べ養殖密度が著しく低くない	・資源管理の状況等の報告 ・養殖日誌 など
(3) 漁場の全てを利用している(注3)				・漁場の利用状況を合理的に説明できる ・漁業権行使規則に基づき生質等を十分に設置している	・資源管理の状況等の報告 ・現地調査、ヒアリング など
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている				・生産量等の項目を含む漁業の生産活動に関する計画書を作成しており、当該計画書に基づき自らの事業を評価している	・漁業生産力の発展に関する計画 ・総会議事録 など
(5) その他					
4 評価				問題なし/問題あり	
評価理由					

※ チェックの際、対象とならない項目については斜線を引く
 ※ 原則としてすべてのチェック項目を満たす場合に「適切かつ有効」と判断する。ただし、1つ以上空欄があるにもかかわらず「適切かつ有効」の判断をする場合は、必ずその判断理由を評価理由欄に記入すること

(注1) 「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由(注3参照)により利用していなかった期間を除いた全期間である。

(注2) 「相当程度」とは概ね2/3程度である。

(注3) 資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病气やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。

(注4) チェック項目に該当するか判断する際に確認した証券類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、業務報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述する。証券類の確認や漁業権者に対する調査・聞き取りの実施については、資源管理の状況、漁場の活用状況等を適正に把握するために必要な範囲で行い、漁業権者の過度な負担とならないよう留意する必要がある。

漁業権に係る資源管理の状況等の報告(第5種共同漁業権)様式

報告の対象期間	魚種別採捕量(別紙2) ----- 上記以外(別紙1・3・4)	令和2年1月1日から令和2年12月31日まで 令和2年1月1日から令和2年12月31日まで
漁業権者	〇〇川漁業協同組合	内共第〇〇号 漁業権の種類 第5種共同

1 資源管理の取組等

カワウの追い払い(延べ〇回)、外来魚の駆除活動(〇回。〇月〇回、〇月〇回)、産卵床の設置(〇を〇月に〇個設置)、産卵場の保全(〇月〇回)、石倉の設置(〇月に〇個設置) など

2 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用状況

組合員数	正 人	准 人	計 人	賦課金・行使料徴収実績	別紙1のとおり													
					組合員行使権者1人当たり平均年間採捕日数	備考 (行使規則で決められた採捕期間等)												
漁業の名称	組合員 行使権者数	30日未満	30日以上 60日未満	60日以上 90日未満	90日以上													
あゆ漁業	〇〇人	〇				6月1日から12月31日まで												
あまご漁業	△△人	〇				3月1日から9月30日まで												
にじます漁業	××人	〇																
ふな漁業																		
・・・漁業																		
魚種別採捕量	別紙2のとおり	遊漁券販売実績	別紙3のとおり	増殖事業実績	延べ参加人数	別紙4のとおり												
漁場を利用した自然体験活動等の実績 (※漁業権者が主催した活動に限らず、把握する全ての活動について記入)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>活動項目</th> <th>年間実施回数</th> <th>延べ参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川清掃を通じた環境学習の実施</td> <td style="text-align: center;">回/年</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>川祭りを通じた自然体験活動の実施</td> <td style="text-align: center;">回/年</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>放流体験を通じた環境学習の実施</td> <td style="text-align: center;">回/年</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </tbody> </table>						活動項目	年間実施回数	延べ参加人数	河川清掃を通じた環境学習の実施	回/年	人	川祭りを通じた自然体験活動の実施	回/年	人	放流体験を通じた環境学習の実施	回/年	人
活動項目	年間実施回数	延べ参加人数																
河川清掃を通じた環境学習の実施	回/年	人																
川祭りを通じた自然体験活動の実施	回/年	人																
放流体験を通じた環境学習の実施	回/年	人																

(別) 参 考 3

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力発展に資する取組に活用するため、国、都道府県等の関係機関へ提供することに同意します

(令和 2 年) 内共第〇〇号 賦課金・行使料徴収実績

漁業権者

〇〇川漁業協同組合

対象期間：2年1月1日から2年12月31日まで

賦課金	組合員の種別	人数 (a)	1人あたりの賦課金 (b)	計 (a×b)	備 考
	計				
行使料	組合員の種別	人数 (a)	1人あたりの行使料 (b)	計 (a×b)	備 考
	計				
合 計					

行使料は漁業権行使規則に行使料の定めがある場合に記入してください。

(令和2年)内共第〇〇号 魚種別採捕量実績

漁業権者

〇〇川漁業協同組合

対象期間:令和2年1月1日から12月31日まで

区 分	採捕量(kg)	漁業権対象 魚種には「○」
全 計		
魚 類 計		
あ ゆ		
こ い		
ふ な		
う な ぎ		
さ け		
に じ ま す		
さ くら ま す		
や ま め		
さ つ き ま す		
あ ま ご		
い わ な		
は ぜ 類		
ぼ ら 類		
も ろ こ		
わ か さ ぎ		
お い か わ		
う ぐ い		
よ し の ぼ り		
ひ が い		
ど じ ょ う 類		
そ の 他 の 魚 類		

区 分	採捕量(kg)	漁業権対象 魚種には「○」
貝 類 計		
し じ み		
あ さ り		
は ま ぐ り		
そ の 他 の 貝		
水 産 動 物 類 計		
ぬ ま え び		
す じ え び		
て な が え び		
も く ず が に		
す っ ぽ ん		
食 用 カ エ ル		
そ の 他 の 水 産 動 物		

(令和 2 年) 内共第〇〇号 増殖事業実績

漁業権者 ○〇川漁業協同組合

対象期間：2 年 1 月 1 日から 2 年 12 月 31 日まで

1 一般漁場

魚種	放流実績					産卵場造成実績		
	種苗来歴	数量	実施月	1尾あたりの大きさ	経費(円)	箇所数	実施月	経費(円)
あゆ	人工産	kg		g	種苗代	箇所		円
	海産	kg		g	運搬費			
	琵琶湖産	kg		g	その他			
	くみ上げ	kg		g				
	計	kg			計			
あまご		尾		cm	種苗代	箇所		円
...		尾		cm	運搬費	箇所		円
		尾		cm	その他			
		尾		cm	計			
		尾		cm	種苗代			
	尾		cm	運搬費				円
	尾		cm	その他				円
	尾		cm	計				円
総計					円			円

(一般漁場) 漁場監視及び経費	漁場監視実績		漁場監視実績経費	
	①監視員数	人	①監視員人件費	円
	②年間監視日数	日	②その他経費	円
	①×②監視員延べ人数	人・日	①+② 漁場監視経費計	円

2 特定漁場

特定漁場名	魚種	放流実績				漁場監視及び管理費実績		
		数量	実施月	1尾あたりの大きさ	経費(円)			
	尾	cm		種苗代	円	【漁場監視】		
				運搬費	円		①監視員数	人
				その他	円		②年間監視日数	日
				計	円		①×②監視延べ日数	人・日
	尾	cm		種苗代	円	【漁場監視実績経費】		
				運搬費	円		①監視員人件費	円
				その他	円		②その他経費	円
				計	円		①+②漁場監視経費計	円
	尾	cm		種苗代	円			
				運搬費	円			
				その他	円			
				計	円			
計			円					

【記入上の注意】

- 放流数量は、魚種ごとに、年間の合計を記入してください。
 - 尾数が不明な場合は、購入重量を1尾あたりの重量で割って算出してください。
 - 重量が不明な場合は、購入尾数に1尾あたりの重量を掛けて算出してください。
- もくずがりにについては、尾数とkg数の両方を記入してください。
- 放流実施月が複数月になる場合には、「1~3」や「5, 7, 9」等と記入してください。
- 放流経費の内訳がわからない場合は、魚種ごとの放流経費の合計値を記入してください。
 - 種苗代 放流種苗の代金
 - 運搬費 種苗の運搬に要した経費(ガソリン代や運搬業者に依頼した代金等)
 - その他 上記の①②以外の経費(放流作業に従事した組合員の日当、放流種苗の検査費用等)

【あゆ種苗来歴】

人工産：種苗生産施設で生産された海産アユ由来の種苗
 琵琶湖産：琵琶湖に生息するいわゆるコアユ由来の種苗
 海産：河川に遡上する前に海で採捕し、飼育施設で中間育成した種苗
 汲上げ：堰堤などの構造物により遡上が妨げられている魚を採捕し、上流へ人為的に移動させた種苗